

埼玉県環境基本計画

(令和 9 年度～令和 1 3 年度)

素案

～目次～

1	
2	第1章 本計画について
3	1 策定趣旨
4	2 位置付け
5	3 計画期間
6	
7	第2章 本県の概況
8	1 位置、地形及び気候
9	2 人口
10	3 土地利用
11	4 経済
12	
13	第3章 本県を取り巻く環境分野の状況
14	1 気候変動
15	2 資源循環
16	3 生物多様性
17	4 環境保全
18	
19	第4章 長期的な目標と施策展開の基本的な考え方
20	1 長期的な目標
21	2 施策展開の基本的な考え方
22	(1) 地球的規模の環境課題への対応
23	(2) 環境と経済の両立
24	(3) DX の推進と先進技術の活用検討
25	(4) 本県の特性を活かす
26	(5) 多様な主体の参画
27	(6) 着実な環境保全対策と次世代の人材育成
28	3 計画の実効性を担保する仕組み
29	
30	第5章 実施施策
31	1 計画の全体像
32	2 実施施策
33	施策の方向① 気候変動対策の推進
34	施策の方向② 資源の循環利用の推進
35	施策の方向③ 生物多様性の回復の推進

- 1 施策の方向④ 持続可能なまちづくり
- 2 施策の方向⑤ 恵み豊かな川との共生
- 3 施策の方向⑥ 着実な環境保全
- 4 施策の方向⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり

5

6 参考資料

- 7 1 指標一覧
- 8 2 策定の経緯
- 9 3 審議会名簿
- 10 4 環境基本条例

11

第1章 本計画について

1 策定趣旨

埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき策定するものです。

第5次計画は、令和4年度から令和8年度（2022年度から2026年度）までの計画期間として策定され、あらゆる主体の参画による脱炭素・循環型・自然共生社会の実現を目指してきました。

この間、本県においては「カーボンニュートラル*宣言」を行うとともに、国際的には、循環型社会を目指す上での新たな取組としての「サーキュラーエコノミー*（循環経済）」や生物多様性*分野での新たなコンセプトである「ネイチャーポジティブ（自然再興）」*などが掲げられ、これらに関する取組が進み始めました。

SDGs*に掲げられた環境・経済・社会の諸課題の統合的な解決という考えを踏襲しつつ、新たな環境上の目標である、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの実現に向けて、第6次埼玉県環境基本計画を策定しました。

2 位置付け

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるためのものです。

また、県政運営の基礎となる「埼玉県5か年計画」と整合を図り、「埼玉県地球温暖化対策実行計画」、「埼玉県廃棄物処理基本計画」、「埼玉県生物多様性保全戦略」など環境部門の個別計画の上位計画として、環境施策を総合的・計画的に推進します。

なお、本計画は環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく行動計画を兼ねます。

3 計画期間

令和9年度から令和13年度（2027年度から2031年度）までの5年間とします。

第2章 本県の概況

1 位置、地形及び気候

本県は関東平野の中西部に位置する内陸県で、東京都など1都6県に隣接し、全域が都心から約100kmの圏域に含まれます。

地形的特徴として、西部に2,000m級の山々が連なる秩父山系があり、東部に向かい標高を下げ、中央部に広がる丘陵や台地、東部の海拔20m以下の低地へと続いています。

本県の面積の約4割が山地及び丘陵地となっていますが、台地及び低地を合わせて平地として算出すると、その面積は約2,300 km²、全国で11番目の広さです。武蔵野台地をはじめとする台地を含め、平地が県土の約6割を占めることもあり、可住地面積の割合は全国第2位となっています。

また、荒川や利根川をはじめとする多くの河川が流れ、県土に占める河川面積*の割合は徳島県に次いで全国で2番目に高い割合となっており、これらの河川は農業用水や生活用水として、また癒しをもたらす貴重な水辺空間として、私たちの生活において重要な役割を担っています。

本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥となる内陸性太平洋側気候です。台風や大雪などの気象災害は年間を通じて比較的少ないものの、近年では、地球温暖化などの気候変動の影響による局地的な集中豪雨や大型台風、猛暑や干ばつなど極端な気象現象の発生頻度と強度が高まっており、大きな被害も生じています。

2 人口

本県の人口は、令和7年国勢調査（速報値）で約729万人となり、全国5位の人口規模となっています。大正9年（1920年）に国勢調査が開始されて以来、およそ100年にわたり増加傾向にありましたが、令和3年（2021年）の総務省の人口推計では人口が減少に転じ、本県も人口減少局面に転じたことが明らかとなっています。

本県の人口は今後も継続的に減少し、令和32年（2050年）には令和2年から1割以上減少すると見込まれています。

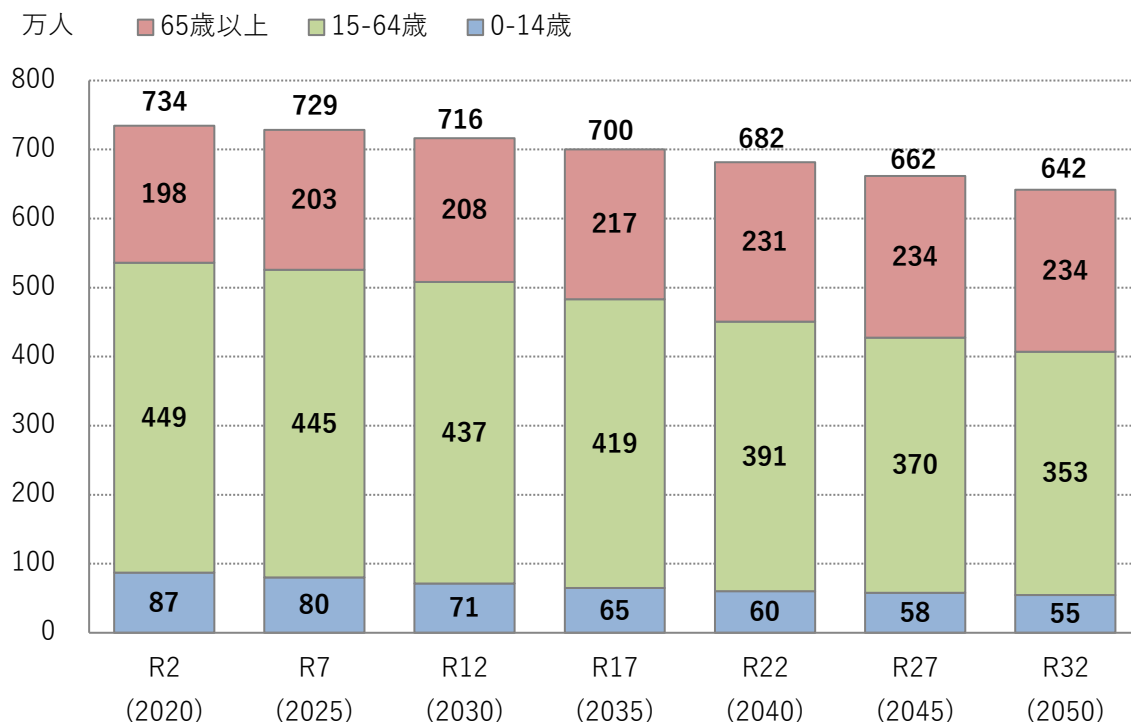
年齢区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口は、少子化の影響を受け、令和32年（2050年）には令和2年から約4割減少し、約55万人にまで急減する見込みです。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年（2000年）の約501万人をピークに減少が続いており、令和32年（2050年）にはピーク時から約3割が減少し、約353万人になると推計されています。

一方で、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が全て65歳以上の高齢者となり、さらに、令和27年（2045年）には本県の高齢者は約234万人となるなど、異次元の高齢化が進行することが見込まれています。

人口減少・超少子高齢化の急速な進行は、地域を支える商業や交通の衰退、空き家の増加等による都市のスポンジ化*、農林業の担い手不足による耕作放棄地

の増大等を招くとともに、医療・福祉の費用増加などにより、現在の行政サービス水準の維持やインフラの更新が困難になることが予測されます。

本県の将来人口の見通し



令和2年は「国勢調査」（総務省）の不詳補完結果

令和7年以降は埼玉県推計

なお、端数処理の関係で年齢3区分別の合計と人口総数が一致しない場合がある。

3 土地利用

県土面積約 3,798 km²のうち、森林が 1,192 km²で県土の約 31%、農地が 730 km²で約 19%と合わせて約 1,922 km²を占め、全体の半分を構成しています。また水面・河川・水路が 192 km²で約 5%を占めています。本県は西部の山地を除き台地から低地にかけて農地が広がっており、台地丘陵地域には畑作地帯、低地には水田地帯がそれぞれの地域の特色を生かしながら広がってきました。一方、昭和 30 年代後半以降の急速な都市化の波は、従来の農業環境を大きく変貌させることとなり、住宅地、工業用地等への転用により農地は減少しています。

森林は、スギ、ヒノキ等の植林が続けられてきましたが、過去にはゴルフ場の開発、近年では太陽光パネルの敷設用地等の転用も散見され、依然として森林は減少傾向にあります。

市街地は、都心から放射状に延びた鉄道に沿って拡大しています。鉄道網、道路網の整備に伴う交通利便性、生活利便性の向上や経済社会諸活動の拡大により、宅地が増加しています（800 km²：県土の約 21%）。またこのように鉄道網や高速道路などの交通インフラが発達しており、これらのインフラ用地も県内土地

利用の一部を占めています。

本県の利用形態別土地利用の推移

単位：km²

	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R5 (2023)	区分の説明
農 地	1,128	1,055	984	922	874	848	798	763	741	730	田・畑の合計
森 林	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,199	1,192	国有林及び民有林の合計
原 野 等	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	原野・採草放牧地の合計
河 川 等	187	188	190	189	191	190	191	192	191	192	水面・河川・水路の合計
道 路	265	276	291	302	321	321	328	335	342	344	一般道路・農道・林道の合計
宅 地	553	588	631	660	694	719	744	768	790	800	住宅地・工業用地・その他住宅地の合計
そ の 他	371	416	435	476	481	494	516	525	533	538	

「土地利用現況把握調査」（土地水政策課）

平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年の森林面積は推計値

区分は、国土利用計画の利用区分による。

平成 23 年から地目区分を変更し、従来の「採草牧草地」、「原野」の区分を統合し、「原野等」とした。

4 経済

本県の令和 4 年度（2022 年度）の県内総生産*は、全国で 5 番目、関東地方では東京都、神奈川県に次ぐ規模であり、名目で約 24 兆 6,656 億円に達しています。産業別の構成比は、第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 25.6%、第 3 次産業が 72.8%となっています。

本県は、米や野菜の生産が盛んであり、豊富な森林資源も有しています。令和 6 年（2024 年）の農業産出額は 1,929 億円と全国第 20 位となっています。令和元年（2019 年）の 1,678 億円と比べて、15.0%増加しています。

工業のうち製造業は、令和 6 年（2024 年）の製造品出荷額等 15 兆 3,069 億円で全国第 7 位です。令和元年（2019 年）の 13 兆 7,581 億円と比べて、11.3%増加しています。多種多様な業種が立地する中、製造品出荷額を見ると自動車製造業（二輪自動車を含む）が最も高くなっている特徴があります。

商業については、令和 5 年（2023 年）の年間商品販売額は 19 兆 5,236 億円で全国第 6 位です。平成 30 年（2018 年）の 15 兆 4,121 億円と比べて、26.7%増加しています。

第3章 本県を取り巻く環境分野の状況

1 気候変動

2015年の「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）*」において採択された「パリ協定*」では、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目指し、各国で削減目標を定めることとしました。

これを受けて、我が国は令和3年（2021年）に「地球温暖化対策推進法*」を改正し、令和32年（2050年）までに温室効果ガス*の排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル実現に向けて、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の3つの同時実現を目指すグリーントランスフォーメーション（GX）*の取組を加速させています。さらに、令和7年2月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和22年度（2040年度）までの長期的な脱炭素シナリオや温室効果ガス排出量の削減目標及び目標達成に向けた対策・施策が示されました。

近年、本県でも40℃を超える酷暑日を記録するなど気候変動の影響が見受けられます。また水災害が激甚化・頻発化しているほか、浸水が想定される区域に人口・資産が集中していることもあり、多くの浸水被害が発生するなど、気候変動対策の推進は待ったなしの状態です。

2 資源循環

世界各国における鉱物資源の輸出管理の強化、資源物に係る環境規制の強化への対応は、資源に乏しい我が国において喫緊の課題となっています。また、近年の中東地域における緊張の高まりによる石油由来製品等の供給に関する不安など先行きの不確実性が高まっています。

一方、我が国では、令和6年（2024年）8月に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」において、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略として進めていくことを位置付けました。サーキュラーエコノミーは、資源の有効活用以外にも、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の様々な環境問題の解決に不可欠であり、プラスチックの資源循環、食品ロス*削減、リチウムイオン電池等処理困難物*の問題等に対処するため、今後、より一層の資源の有効活用や再資源化等に取り組む必要があります。

また、令和7年（2025年）11月には、環境省も策定に協力した、ビジネスのための「グローバル循環プロトコル*（GCP）」の初版が公表されました。これは、ビジネス分野での資源循環の定量的評価に向けた一つの手順であり、気候変動分野におけるTCFD*、生物多様性分野におけるTNFD*に次ぐ、資源循環分野の評価・情報開示スキームとして今後の取組が期待されます。

3 生物多様性

令和4年（2022年）の「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」が採択され、令和32年（2050

年）のあるべき姿として自然と共生する世界の実現と令和 12 年（2030 年）のネイチャーポジティブの実現を目標に掲げ取り組んでいくことが示されました。我が国においても、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、この中で、陸域及び海域の 30%以上を保護地域*及び OECM*により保全すること（30by30 目標*）や、ネイチャーポジティブ経済*の実現を目指しています。

特に 30by30 については、生物多様性保全に係る明確な数値目標であり、私たちに分かりやすく、生物多様性の保全の状況を示すものです。本県は海域がなく、陸域で 30%の目標を達成している状況ですが、丘陵地から低地において保全の取組を進める必要があります。

一方で、本県では、森林面積の減少に加え、ニホンジカなどの野生生物、アライグマやクビアカツヤカミキリ*などの外来生物*の増加など、生態系*へ悪影響を及ぼす要因により生物多様性が悪化し続けています。また、近年はツキノワグマの目撃情報が多く寄せられるなど、予期せぬ野生鳥獣との遭遇による人的被害への懸念も高まっています。

4 環境保全

我が国では、かつて生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を挙げ、その克服等の経験を踏まえた海外への技術支援やノウハウ等の移転など、世界的な公害対策への貢献も実施してきました。

本県でも、近年は大気、水質分野における環境基準*は概ね達成している状況です。本県でも長年にわたり環境保全に取り組んできた実績があり、この間に蓄積した知識や技術をアジアの国々に提供し、環境問題の解決を促進してきました。

また、身近に河川等の水辺空間があることや、河川の水質（BOD*）の環境基準達成率は、おおむね 90%と高い水準を保っていることなどから、「川の国埼玉」として川の活用の取組が進んでいます。

一方で PFAS*を代表とする新たな化学物質の問題や、環境基準を達成しない光化学オキシダント*の問題など、対策すべき課題が未だ存在します。

さらに、平成 24 年（2012 年）の「固定価格買取制度*（FIT 制度）」導入により急速に設置が進んだ太陽光発電については、使用済みの太陽光パネルが 2030 年代から 2040 年代にかけて大量に排出されることが見込まれているほか、デジタル技術の進展等によるデータセンター等のエネルギー使用量が非常に多い施設の立地など環境負荷の増加が見込まれ、その対策についても検討等していく必要があります。

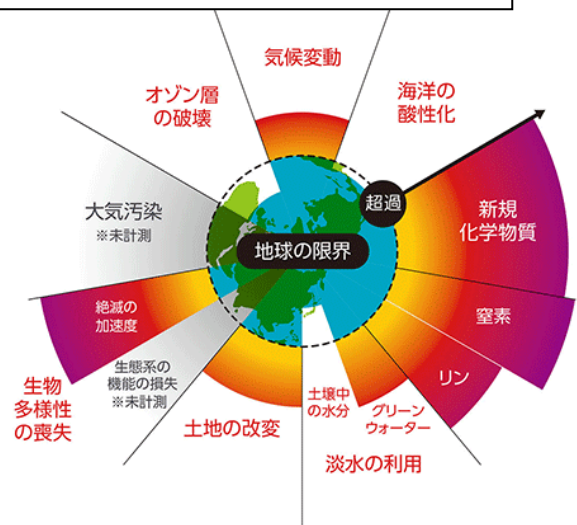
第4章 長期的な目標と施策展開の基本的な考え方

1 長期的な目標

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することが
できる社会の構築を目指し、21世紀半ば（2050年）を展望した長期的な目標
を設定します。

「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」の推進により、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会を目指す

プラネタリー・バウンダリー*の図でも示されているとおり、現在の地球では気候変動、窒素、リンなどの物質循環、生物多様性の損失に問題があると示されています。またこれらの問題が生じていることは、地球の限界を超えて資源等を搾取し経済活動を行っていることの裏返しでもあります。これらに対応するカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブを軸に、全ての環境分野とその上に成り立つ社会、またこれまでトレードオフ*の関係にあると言われてきた経済分野についてもその調和を目指す必要があります。



資料：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

2 施策展開の基本的な考え方

(1) 地球的規模の環境課題への対応

持続可能な社会の実現のためにカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブという地球的規模の環境課題について、本県としても率先して取り組んでいく必要があります。

カーボンニュートラルの達成に向けた気候変動対策としての緩和策と適応策の推進、サーキュラーエコノミーへの移行を推進することによる資源の循環利用の促進、ネイチャーポジティブの実現を目指し、生物多様性の保全にとどまらずその回復の推進に、それぞれ取り組んでいきます。

(2) 環境と経済の両立

これまで環境と経済の両立は困難と考えられてきましたが、環境に対する企業の取組を投資家等へ開示する気候変動分野のTCFD、資源循環分野のGCP、生物多様性分野のTNFDなど、市場メカニズムを通じて環境に配慮した行動を企業に促す枠組みが広がりつつあります。積極的な情報開示により企業価値が増大す

る、環境への取組自体が企業利益に直結するという経済的インセンティブが、企業の環境への取組を持続的なものにします。また、持続的な環境への取組が企業の競争力を高め、もって県内企業の生産性を高めることにもつながります。

また、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）を重視する ESG 投資*やカーボンプライシング*の拡大により環境価値を市場に取り込み、生産行動と消費行動を共に変容させることにより、グリーンな経済システムの構築が進められています。このように様々な手法を通して、環境と経済のトレードオフを克服することが重要です。

（３）DX の推進と先進技術の活用検討

人口減少への対応や技術の継承、環境対策の進展を図るために、積極的にデジタルトランスフォーメーション（DX）*に取り組んでいきます。また、技術の進展が早い分野であることも踏まえ、その進展の状況に応じてフレキシブルに対応しながら活用することが重要です。企業活動への実装が進むなど近年成長が著しい生成 AI*や、ドローン*・遠隔臨場技術*等の新しいデジタル技術の活用により、業務の効率化や、熟練職員からの技術の継承、指導方法の多角化などに取り組んでいきます。

また、デジタル技術の急速な進展により、様々な分野で技術革新が進むことが期待されます。新たに生み出される先進技術を注視しつつ、その技術が県内産業に及ぼす影響などの観点も含め、その活用を検討していくことも必要です。

（４）本県の特性を活かす

人口減少・超少子高齢社会の到来という歴史的な課題を抱える本県は、一方で、交通・買い物・通勤等の利便性の高さとともに、河川沿いに広がる田園や丘陵等豊かな自然環境を有しており、これらは県民にとっても魅力として捉えられています。また、大規模な消費地と生産地が同居しているという特性もあり、本県経済の活力にもつながっています。

また、地域ごとに存在する独特の歴史や文化は地域の魅力向上に寄与することも期待できます。

これらの特性を活かし、本県であるからこそ展開できる施策に取り組んでいきます。

（５）多様な主体の参画

計画の推進には県のみならず様々な主体の協力・連携が必要です。国との連携はもちろん、住民に身近な市町村との連携は、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会を目指す上でますます重要となります。また、河川の水質汚濁や大気汚染などは県をまたぎ影響を及ぼすことから、関係都県との連携も必要不可欠です。

さらに、行政だけでなく県民、企業などとの連携を積極的に進めていきます。県民に対しては、私たちの生活に気候変動などの環境上の問題が、デメリットとしてどのように影響し、問題を解決することが私たちにどのようなメリットがあ

1 るのか、また、企業に対しては環境分野に参入することで自らのビジネスとの間
2 での好循環が生じるということを、それぞれ分かりやすく示すことで、多様な主
3 体の参画が図られるよう取り組んでいきます。

4 **(6) 着実な環境保全対策と次世代の人材育成**

5 私たちの生活の安全・安心を担保するため、これまで実施してきた環境保全対
6 策に着実に取り組んでいくことが重要です。また、科学的根拠に裏付けされた確
7 かな環境情報を収集・発信し広く活用できるようにするとともに様々な学びの場
8 を提供することで、次の時代を担う人づくりに取り組んでいきます。

9 **3 計画の実効性を担保する仕組み**

10 「第5章 実施施策」における7つの施策の方向ごとに、その施策の進捗状況を
11 分かりやすく、かつ客観的に示すため、数値目標（施策指標）を設定します。

12 この数値目標を含めて各施策の進捗状況を毎年度公表し説明責任を果たすとともに
13 に、その評価結果を踏まえ施策の進め方について必要な見直しを行い、翌年度の事
14 業の実施方法に反映するPDCAサイクルに基づき計画を着実に進めます。

15 また、計画の進捗状況や目標の達成状況については、環境審議会へ報告するとと
16 もに、「環境の状況に関する年次報告書（埼玉県環境白書）」を県議会に提出し公表
17 します。あわせて、環境白書及びホームページを通じた情報の開示を行い、広く県
18 民から意見・提言を求めています。

第5章 実施施策

計画の全体像

長期的な目標の達成のため、次の施策の方向により取組を進めていきます。

長期的な目標
「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」の推進により、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会を目指す



施策展開の基本的な考え方
(1) 地球的規模の環境課題への対応 (2) 環境と経済の両立 (3) DX の推進と先進技術の活用検討 (4) 本県の特性を活かす (5) 多様な主体の参画 (6) 着実な環境保全対策と次世代の人材育成



施策の方向
① 気候変動対策の推進
② 資源の循環利用の促進
③ 生物多様性の回復の推進
④ 持続可能なまちづくり
⑤ 恵み豊かな川との共生
⑥ 着実な環境保全
⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり

1 施策の方向① 気候変動対策の推進

2 【現状と課題、長期的な目標に向けた方向性】

3 近年の酷暑や水災害の激甚化・頻発化などを鑑みると、気候変動対策に取り組む
4 ことは、環境問題の中でも喫緊の大きな課題の1つであると言えます。

5 本県でも、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させて気温上昇を抑えるため、2
6 030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減という目標を設定し達成に
7 向けて取り組んでいるものの、令和5年度での削減率は19.2%と削減の目安になる
8 水準に比べて7.9ポイント不足している状況です。目標達成にはより一層削減ペース
9 を加速させる必要があります。

10 再生可能エネルギー*の普及拡大を進めつつ、産業や家庭などの各部門における温
11 室効果ガス排出削減に向けた取組を進めていきます。その際、再生可能エネルギー
12 等の持つ環境価値*を活用するとともに、蓄電池の導入による災害時におけるエネ
13 ルギーレジリエンス*の強化や、省エネにより生じる経済的效果など、気候変動対策が
14 私たちの生活や経済活動をより良いものにするという視点を持って取組を進めるこ
15 とで、消費活動や生産活動の変容につなげていきます。

16 一方、再生可能エネルギーの普及拡大に当たっては、大規模太陽光発電施設の乱
17 開発や、太陽光パネルの供給や再資源化体制の確保などの問題に適切に対応するこ
18 とも必要です。

19 カーボンニュートラルの実現、気候変動に適応した持続可能な社会の実現に向
20 け、これら緩和策*とともに、気候変動による被害を回避・軽減する適応策*を一体
21 的に推進していきます。

22 【今後の施策と主な取組】

23 (1) 再生可能エネルギーの普及拡大

24 ◆ 太陽光やバイオマス*などの再生可能エネルギーの普及拡大

25 本県における再生可能エネルギー活用ポテンシャルの大部分を占める太
26 陽光をはじめ、事業系食品残さ、林地残材、下水汚泥*などのバイオマス
27 資源等、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの有効利用を促進しま
28 す。

29 ◆ 再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理

30 地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮
31 された再生可能エネルギー施設の設置・管理を推進します。

32 特に太陽光発電施設については、事業者による適正な設置・管理の確保
33 に向けて、市町村に対する技術的な助言や職員への研修を実施するとと
34 もに、災害リスクなどが懸念される施設について実態調査を行い、国、
35 市町村と情報を共有し、連携して適切に対応します。

36 ◆ 非化石証書*の活用による再生可能エネルギーの地産地消*の推進

37 県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内事業者に供給
38 するため、非化石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき（埼玉県産

CO₂ オフセット電力メニュー）＊」等により再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

◆ **災害時に活用可能な太陽光発電設備等の導入支援**

災害時に非常用電源として活用可能な太陽光発電設備等の導入を支援します。また、太陽光発電と組み合わせた蓄電池の導入を支援し、住宅や公的施設の脱炭素化とレジリエンス＊の強化を推進します。

◆ **（関連取組）リチウムイオン電池や太陽光パネルの再資源化の推進（新規）（後出）**

◆ **（関連取組）下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進（後出）**

◆ **（関連取組）IoT 技術を活用した分散型エネルギーの効率的な利用の推進（後出）**

（2）産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

◆ **「地球温暖化対策計画制度＊」の円滑な運用**

「埼玉県地球温暖化対策推進条例＊」に基づき、一定規模以上の事業者を対象に「地球温暖化対策計画制度」を推進します。また、制度への参加の拡大に努め、事業者による計画的な温室効果ガス排出量の削減対策を促進します。

◆ **「目標設定型排出量取引制度＊」の推進**

エネルギー消費の大きい事業所を対象とした「目標設定型排出量取引制度」を推進します。計画期間ごとに対象事業所の温室効果ガス排出量の目標削減率を定め、事業者による計画的な削減対策を促進します。

◆ **事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進**

中小企業等から排出される CO₂ を効率的に削減するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入に対する支援や省エネルギー診断を実施します。

また、IoT ＊等を活用したエネルギーマネジメント＊の推進、企業と連携したセミナーや企業交流会等を通じた情報発信等により中小企業等の効率的なエネルギー利用を促進します。

◆ **「建築物環境配慮制度＊」の運用などによる低炭素建築物の普及拡大**

建築物の総合的な環境配慮の取組を公表する「建築物環境配慮制度」により低炭素建築物＊の適正評価や優良ストックの蓄積を促進します。また、「低炭素建築物新築等計画＊の認定」により低炭素建築物の普及を促進します。

◆ **（関連取組）食品ロス対策の促進（後出）**

◆ **（関連取組）コージェネレーションシステムの導入の促進（後出）**

(3) 家庭部門におけるライフスタイルの転換

◆ 住宅の省エネルギー対策の実施（拡充）

家庭用燃料電池*などの住宅用省エネルギー設備の導入を支援することで住宅の省エネルギー対策を促進します。

また、「低炭素建築物新築等計画の認定」、省エネ性能と快適さを体験できる ZEH*宿泊体験事業や県民向けイベントの開催などにより、省エネルギー住宅の普及を促進します。

◆ 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換

県民、事業者幅広く省エネへの取組を呼びかける「エコライフキャンペーン」、チェックシートを活用して省エネ生活に取り組む「エコライフ DAY & WEEK 埼玉」の実施などにより脱炭素社会の実現に向けた生活スタイルの転換を促進します。

◆ 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

将来の脱炭素社会の担い手となる子供たちを対象とした環境学習を漫画で学べる副読本の活用促進等により推進します。

また、地球温暖化防止活動推進員*の能力向上に資する研修を実施し、その活動を支援します。

◆（関連取組）ごみを減らすライフスタイルへの転換促進（後出）

◆（関連取組）食品ロス対策の促進（後出）

◆（関連取組）プラスチック資源の循環的利用の推進（後出）

◆（関連取組）コージェネレーションシステムの導入の促進（後出）

(4) 運輸部門における環境配慮の推進

◆ 電動車（EV・PHV *）などの普及促進

「地球温暖化対策推進条例」に基づき、自動車を 200 台以上使用する事業者に対し、使用する自動車の一定割合以上を低燃費車とすることを求める制度を適切に運用することにより、EV・PHV など電動車*の導入を促進します。

民間事業者の資金を活用して県有施設に設置した EV、PHV 用充電設備の利用を促進します。

◆ 運輸部門の低炭素化の促進

30 台以上の自動車を使用する事業者に対して、CO₂排出量や低燃費車の導入について目標設定と報告を求めるとともに、大規模荷主や大規模集客施設事業者、マイカー通勤者が多い事業者に対し、エコドライブ*の実施、公共交通機関の利用など、CO₂排出抑制方針の策定と提出を求める制度を適切に運用するなど、事業者の取組を促進します。

◆ 公共交通の利用促進や自転車活用の推進

公共交通の利用促進に向け、公共交通の安全性・利便性を向上させる取組を促進します。

また、安心安全に走行できる自転車通行環境の整備や、市町村における

シェアサイクル導入等の取組支援を行うなど、自転車を利用しやすい都市づくりを推進します。

◆ バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

バイパスの整備や交差点における右折帯の整備などにより交通の流れを円滑化することで自動車による環境負荷を低減します。

◆ (関連取組) ディーゼル車運行規制 (一部のディーゼル車に限る) の実施やアイドリングストップの指導 (後出)

(5) CO₂以外の温室効果ガス対策と吸収源*対策の推進

◆ フロン類*のモニタリング及び適正管理の指導・啓発

オゾン層*を破壊する特定フロン*に加え、CO₂を上回る非常に高い温室効果を持つ代替フロン*について、大気環境中の濃度を調査し、長期的な傾向を把握します。また第一種フロン類充填回収業者などに対し、使用時の漏えいの防止やなどフロン類の適正管理の指導を行います。

◆ CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

CO₂を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採跡地の再造林、里山*や平地林*等の森林整備の促進により健全で活力ある森林を維持しつつ、高齢林を伐採して再造林することにより森の若返りを図ります。

また、県民や企業等による森林整備や県産木材によるCO₂の吸収量・貯蔵量の認証、環境への貢献度の見える化を行うことで、県産木材の利用を促進します。

◆ (関連取組) 水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全 (後出)

◆ (関連取組) 県産木材の利用促進・率先活用 (拡充) (後出)

◆ CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出

県有施設の緑化を推進するとともに、ボランティア団体などによる身近な緑の保全・創出・活用を支援し、みどり豊かなまちづくりを進めます。また、「緑化計画届出制度*」を適切に運用することで、CO₂の吸収源となる身近な緑の創出を促進します。

◆ (関連取組) みどりを守り創る活動の支援と促進 (後出)

◆ (関連取組) 特別緑地保全地区など地域制緑地の指定 (後出)

◆ (関連取組) 「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理の推進 (後出)

◆ (関連取組) 身近な緑の公有地化の推進 (後出)

◆ (関連取組) 「さいたま緑のトラスト運動」の推進 (後出)

◆ (関連取組) 豊かな緑を保全・創出する公園整備 (後出)

◆ (関連取組) 県有施設などの身近な場所の緑化 (後出)

◆ (関連取組) 「緑化計画届出制度」の適切な運用 (拡充) (後出)

(6) 県の率先実行と市町村支援

◆ 県有施設における脱炭素化の推進（拡充）

省エネルギー性の高い機器の導入等により、県有施設のエコオフィス*化を率先して進めます。

また、県有施設の新築・改築、大規模改修に当たっては、ZEB *化や BEMS*の導入等を検討するとともに、施設の特長や立地状況、費用対効果等を考慮し、県有施設における脱炭素化を進めます。ペロブスカイト型*をはじめとした次世代型太陽電池*については、社会実装の状況を踏まえながら、導入について検討していきます。

◆ 上下水道事業における環境配慮の推進

浄水場の取送水や水処理過程における省エネルギー型機器の導入や設備の効率的な運転により省エネルギーの取組を推進します。

また、下水汚泥の高温焼却による一酸化二窒素*の削減や創エネ・省エネによるエネルギー使用量の削減による温室効果ガス削減対策を推進します。

◆ 電動車（EV・PHV）の率先導入

「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき、公用車の更新時に、電動車（EV・PHV）の率先導入を進めます。

◆ 市町村の支援（新規）

「カーボンニュートラル SAITAMA ネットワーク*」を活用し、市町村の「地球温暖化対策実行計画」の策定・改正の支援や、先進的取組等の情報提供を、企業との連携促進等を図り、市町村の取組を支援します。

◆ （関連取組）県の率先行動やグリーン購入などの推進（後出）

(7) 気候変動への適応策の推進

◆ 気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供

大学等の研究機関や国の気候変動適応センター*と連携し、気候変動影響及び気候変動適応に関する最新知見を収集・整理し、県気候変動適応センターのホームページ等でこれらの情報提供を行います。

◆ 農業分野や自然災害分野などにおける適応策の推進

温暖化による気温上昇等の生育環境の変化に対応できる生産技術や家畜飼育技術、高温耐性品種の育成など、環境変化に対応又は適応する生産技術等の開発に取り組めます。

また、気候変動による水災害リスクに備え、あらゆる関係者が協働してハード対策とソフト対策の両面から災害を軽減させる流域治水*の推進に取り組めます。

◆ 暑さ対策や熱中症対策の推進

カーボンニュートラル SAITAMA ネットワークを活用した市町村の気候変動適応対策の支援や、打ち水、日傘活用等の広報を通じ、暑熱対策として効果的な注意喚起を行います。

また、熱中症対策を推進するため、「熱中症対策方針」を定め、啓発物、広報紙、メディア等を活用した周知啓発や涼み処の整備促進などの熱中症予防対策に取り組みます。

◆ 気候変動適応センターによる適応策の情報発信（新規）

市町村気候変動適応センターと連携して打ち水や暑熱対策用品の活用等の普及啓発を実施し、県気候変動適応センターホームページからの情報発信を行います。

また、IoT 暑さ指数計*により県内の暑さ指数をリアルタイムで測定・公表することにより、熱中症対策に必要なリアルタイム情報を分かりやすく提供します。

◆（関連取組）CO₂ 吸収源につながる身近な緑の保全・創出（再掲）

□ 施策指標

温室効果ガスの排出量削減率		19.2% → 48.8% (令和5年度) (令和13年度)	
指標の説明	県全体の温室効果ガス排出量の削減率（平成25年度（2013年度）比）。令和32年（2050年）までのカーボンニュートラルの実現に向けて、着実な温室効果ガスの削減が重要であることから、この指標を選定。	目標の根拠	令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現を旨とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を根拠に、目標値を設定。

温室効果ガスの排出量削減率（うち県民・事業者の省エネなどの取組による削減率）		19.2% → 29.7% (令和5年度) (令和13年度)	
指標の説明	平成25年度(2013年度)と比較した県全体の温室効果ガス排出量の削減目標のうち、県民や事業者などの努力による削減率。令和32年（2050年）までのカーボンニュートラルの実現に向けて、着実な温室効果ガスの削減が重要であることから、この指標を選定。	目標の根拠	県民や事業者の取組による削減効果を示す目標とするため、大規模発電事業者などの取組による削減効果を除いた数値を目標値として設定。

大規模事業所*におけるCO ₂ 排出量削減率		43.9% → 66.4% (令和6年度) (令和13年度)	
指標の説明	大規模事業所のCO ₂ 排出量の削減率（基準排出量比）。大規模事業所のCO ₂ 排出量削減は県全体の温室効果ガス排出量削減に大きく寄与することから、この指標を選定。	目標の根拠	「目標設定型排出量取引制度」における令和12年度の目標削減率（64.6%）を踏まえ、令和32年（2050年）までのカーボンニュートラルの実現を目指し、目標値を設定。

家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量		2, 4 4 6kWh → 2, 2 6 6kWh (令和5年度) (令和13年度)	
指標の説明	家庭部門において県民1人当たりが年間に使用する電力換算したエネルギー量。 カーボンニュートラルの実現に向けて、県民一人一人が環境への負荷を軽減した成果を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」における令和8年度の目標値（2,334kWh）を踏まえ、引き続き県民一人一人が省エネルギー行動などに取り組むことを目指し、目標値を設定。

1

新車（乗用車）販売台数における電動車の割合		6 2 . 8 % → 7 8 . 0 % (令和7年度) (令和13年度)	
指標の説明	乗用車の新車販売における電動車（ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車）の割合。 従来車から CO ₂ 等の排出が少ない電動車への転換状況を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	国の「グリーン成長戦略」の目標（2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現）を踏まえ、令和17年（2035年）までに電動車の割合100%を達成することを目指し、目標値を設定。

2

3

1 施策の方向② 資源の循環利用の推進

2 【現状と課題、長期的な目標に向けた方向性】

3 資源そのものの枯渇が懸念されていることや、世界各国における鉱物資源の輸出
4 管理の強化などの動きが見られる中、今後一層資源の有効活用や再資源化を進め、
5 循環型社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

6 循環型社会形成に向けた新たな推進力となるサーキュラーエコノミーについて
7 は、令和7年度の埼玉県四半期経営動向調査によると「サーキュラーエコノミーに
8 取り組んでいる」と回答した企業は9.2%、令和7年度の県民サポーターアンケート
9 によると「サーキュラーエコノミーについて知っている」と回答した人は、18.4%
10 であり、サーキュラーエコノミーの取組や認知度の拡大が課題となっています。こ
11 のため、令和5年6月に設置した「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉*」が
12 引き続きワンストップ支援拠点として企業等からの相談に対応するほか、情報発信
13 や事業化支援に取り組んでいます。

14 また資源としての利用ができなくなった廃棄物についても、バイオマスや発電用
15 の熱源として利用するなど有効活用していきます。

16 一方で、今後、大量廃棄が見込まれる使用済みの太陽光パネルや、不適切な処理
17 が廃棄物処理施設等での火災の原因となることがあるリチウムイオン電池につい
18 て、適切な処理の確保と資源としての有効活用という観点から、その処理体制の構
19 築に取り組んでいます。

20 さらに海洋汚染の要因として問題となっているプラスチックごみについては、屋外
21 に放置されることなどによりマイクロプラスチック*化し回収が困難となるため、分
22 別回収や素材としての再利用等を促進することにより資源としての有効活用を進めて
23 いきます。

24 発生抑制と再使用を最優先とし、再生材や再生可能素材の活用、食品ロス削減等
25 を通じて資源の循環利用を推進していきます。

26 【今後の施策と主な取組】

27 (1) サークュラーエコノミーの推進

28 ◆ 企業と連携した資源循環の推進（新規）

29 サークュラーエコノミーに取り組む企業や市町村等の交流の機会の提供
30 や、県内企業にサーキュラーエコノミーへの参入をビジネスチャンスと
31 して促し、企業間の連携によるイノベーション*を誘発するための支援を
32 実施することで、企業と連携して資源循環の取組を推進していきます。

33 ◆ サークュラーエコノミー型製品・サービスの利用促進（新規）

34 サークュラーエコノミー型製品や、サーキュラーエコノミーに関する取
35 組を実施する事業者を県が登録して公表することで、サーキュラーエコ
36 ノミー型製品等が選ばれる気運の醸成を図っていきます。

37 ◆ サークュラーエコノミーに対する県民の理解促進（新規）

38 企業に対して製品設計段階から環境負荷の低減を促すとともに、消費者

1 に対してサーキュラーエコノミーに対する理解促進のための普及啓発を
2 行うことで、企業や消費者の行動変容を促進します。

3 ◆ **廃棄物の再資源化技術の高度化（新規）**

4 高度な再資源化の技術や施設の実用化、普及を図るとともに、経済成長
5 や付加価値の創出も実現し、環境と経済を両立させるサーキュラーエコ
6 ノミーへの移行を推進していきます。

7 ◆ **リチウムイオン電池や太陽光パネルの再資源化の推進（新規）**

8 今後発生量の増加が見込まれるリチウムイオン電池や太陽光パネルなど
9 の処理困難物について、リチウムイオン電池は市町村と連携した県民へ
10 の分別排出徹底の呼びかけや広域的な回収体制の構築に向けた市町村の
11 支援、太陽光パネルは適正処理の推進、分別回収・資源化に向けた体制
12 の構築を進めます。

13 (2) **リデュース・リユースの推進**

14 ◆ **ごみを減らすライフスタイルへの転換促進**

15 プラごみゼロウィーク*を通じたマイクロプラスチックの発生要因ともな
16 るプラスチックごみの削減や、県政出前講座などの取組を通じて資源の
17 有効活用や廃棄物の削減の重要性を啓発することで、県民のごみを減ら
18 すライフスタイルへの転換を促進していきます。

19 ◆ **食品ロス対策の促進**

20 「県下一斉フードドライブキャンペーン*」や「彩の国エコぐるめ事業
21 *」などの取組を通じて食品ロス問題について啓発し、県民・事業者によ
22 る食品ロス削減の取組を促進します。

23 ◆ **県の率先行動と市町村支援**

24 品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを
25 優先して購入するグリーン購入*を推進し、市町村にも協力を呼び掛けて
26 いきます。

27 ◆ **（関連取組）脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換（再掲）**

28 ◆ **（関連取組）県の率先行動やグリーン購入などの推進（後出）**

29 (3) **廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進**

30 ◆ **「彩の国資源循環工場*」・環境整備センター*を拠点とした資源循環の
31 推進**

32 民間の有する技術力・経済力と公共の有する計画性・信頼性を生かした
33 「彩の国資源循環工場」を適切に監理・運営し、廃棄物の再生利用やエ
34 ネルギーの有効活用を促進していきます。

35 ◆ **下水汚泥の活用、一般廃棄物*処理施設の熱回収の促進、バイオマスの
36 利用促進**

37 下水汚泥の消化ガス発電*や下水汚泥焼却炉の廃熱発電を推進し、また下
38 水汚泥燃焼灰の肥料原料としての利用を推進します。

市町村等に対する技術的助言等により、一般廃棄物処理施設におけるエネルギーの有効利用を図ります。

研修等を通じた普及啓発や関係事業者のネットワーク構築の支援等を行い、農山村バイオマス*の利活用を促進します。

◆ 浄水発生土*のセメント原料化など再資源化の推進

浄水発生土について、セメント原料や園芸用土、グラウンド用土等として再利用することにより、再資源化と最終処分量の削減を推進します。

◆ 各種リサイクル法の的確な運用

廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、容器包装、建設、自動車など各種リサイクル法の的確な運用に向け、普及啓発や情報提供、排出事業者指導等を行います。

◆ (関連取組) 太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの普及拡大 (再掲)

□ 施策指標

サーキュラーエコノミーに取り組む県内中小企業の割合		9.2% → 21.0% (令和7年度) (令和13年度)	
指標の説明	「埼玉県四半期経営動向調査」におけるサーキュラーエコノミーの認知度と取組状況についての設問に対して、「取り組んでいる」と回答した県内中小企業の割合。 県内企業のサーキュラーエコノミーへの取組に対する県による支援の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去3年間(令和5年度～令和7年度)の実績値の伸び率(年平均約2%)を踏まえ、同水準の割合で増加させることを目指し、目標値を設定。

産業廃棄物*の再資源化量		493万t → 500万t (令和6年度) (令和13年度)	
指標の説明	産業廃棄物及び有償物量*のうち、原材料として再利用された量。 再生材の市場供給量の拡大を示すことから、この指標を選定。	目標の根拠	過去10年間(平成27年度～令和6年度)の最も高い水準である500万t(平成27年度)まで再資源化量を確保することを目指し、目標値を設定(令和元年東日本台風による影響のあった令和元年度を除く)。

一般廃棄物の1人1日当たりの焼却量		610g/人・日 → 558g/人・日 (令和6年度) (令和13年度)	
指標の説明	住民1人が1日に排出する一般廃棄物のうち、焼却処理される量。 住民・事業者のごみの発生抑制の取組に加え、自治体などのごみの焼却処理から循環利用への転換に向けた取組の進展を示すことから、この指標を選定。	目標の根拠	「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和12年度の目標値(565g/人・日)を踏まえ、さらに削減することを目指し、目標値を設定。

一般廃棄物の排出量		210万t → 205万t (令和6年度) (令和13年度)	
指標の説明	年間の一般廃棄物の総排出量。 住民・事業者のごみの発生抑制の取組が進展していることを的確に示すことから、この指標を選定。	目標の根拠	「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和12年度の目標値(206万t)を踏まえ、さらに削減することを目指し、目標値を設定。

1

食品ロス量		17.7万t → 16.0万t (令和5年度) (令和13年度)	
指標の説明	年間の食品ロスの発生量。 住民・事業者の食品ロス削減の取組が進展していることを的確に示すことから、この指標を選定。	目標の根拠	「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和12年度の目標値(16.2万t)を踏まえ、さらに削減することを目指し、目標値を設定。

2

1 施策の方向③ 生物多様性の回復の推進

2 【現状と課題、長期的な目標に向けた方向性】

3 人間活動により世界的に生物多様性は悪化し続けており、多種多様な動植物が生
4 息・生育できる自然環境の保全・回復・創出が求められています。

5 このような状況の中、令和6年3月に「埼玉県生物多様性保全戦略（2024(令和
6 6)年度～2031（令和13）年度）」を策定し、令和32年（2050年）までの自然と共
7 生する社会（自然共生社会）の実現を見据え、令和12年（2030年）までに、生物
8 多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せて、人々と地球双方にとって利益
9 となるネイチャーポジティブ（自然再興）を実現することとしました。

10 さらに、生物多様性の損失を止めるためには、経済システムがもたらす生物多様
11 性への負荷への対応が重要であり、生物多様性や自然資本*の観点を企業などの事業
12 活動に取り入れ、ネイチャーポジティブ経済への転換を図ることが必要です。

13 希少野生動植物*の保護増殖活動を推進した上で、アライグマ、クビアカツヤカミ
14 キリなどの侵略的外来生物*に係る防除対策等に県民・企業など多様な主体とともに
15 取り組みつつ、ニホンジカ、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣を適正に管理
16 することで人的被害、農林業被害の防止と生物多様性の回復を目指します。

17 森林は県土面積の約31%を占めており、生物多様性の保全や水源かん養、木材等
18 の林産物の供給、二酸化炭素吸収源対策（気候変動緩和策）、レクリエーションの場
19 の提供等多くの機能を有します。また、本県の特徴である県土全体の面積の3.9%を
20 占める河川は、野生生物の生息環境として重要な役割を果たしています。

21 このような豊かな緑や水を守るべく、多面的機能*を発揮する森林の保全・育成や
22 水域における多様な生態系ネットワークの形成にも取り組みます。

23 【今後の施策と主な取組】

24 (1) 生態系の健全性の回復

25 ◆ 希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施

26 市町村や保全団体等の実施するムサシトミヨ*などの希少野生動植物の保
27 護増殖活動を支援します。

28 希少野生動植物の生息地等の巡視による生息状況及び生体把握調査を行
29 います。

30 レッドデータブック*の作成、保護すべき種や保護区の指定等に係る調
31 査・検討、環境教育、イベントや保全活動等を通じた普及啓発を行いま
32 す。

33 ◆ 希少野生動植物の継続的調査

34 オオタカなどの野生動植物の生息状況調査を継続して実施し、生息・生
35 育環境の変化を把握することで在来種の保全に努めます。

36 ◆ 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）等の取組の 37 推進、支援（新規）

38 生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する「自然共生サイト

1 *」への参加を促し、認定後も継続的な管理が図られるよう、市町村、団
2 体、企業等に対して、情報提供や助言等を行います。また、県有施設の
3 「自然共生サイト」認定も推進します。

4 ◆ **侵略的外来生物の計画的防除（拡充）**

5 アライグマやクビアカツヤカミキリ、ナガエツルノゲイトウ*などの侵略
6 的外来生物について、全県的な情報収集体制を整備し、防除実施計画の
7 策定などにより早期発見と駆除を推進します。

8 アライグマについては、捕獲従事者養成研修を行うことや効果的・効率
9 的な捕獲のための技術的支援などを行う等、市町村と連携した捕獲等の
10 推進、捕獲効率化に向けた調査や情報収集を行います。

11 また、クビアカツヤカミキリについては、県境をまたぐ拡散が懸念され
12 ることから、近隣都県と連携した防除の取組を推進します。

13 ◆ **野生鳥獣の生息状況調査などによる保護管理**

14 野生鳥獣の生息状況調査や鳥獣保護区の指定等により、鳥獣の生息環境
15 を保全整備し、狩猟の適正化を図ります。また、県獣医師会やボランテ
16 ィアと連携し、傷病野生鳥獣の保護を推進します。

17 ◆ **野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止（拡充）**

18 シカ食害による生態系被害やクマによる人身被害等を防止するため、「第
19 二種特定鳥獣管理計画*」の策定・見直し等により、狩猟や有害鳥獣捕獲
20 *、管理捕獲*等による個体数管理を実施するとともに、捕獲の必要性に
21 ついての情報発信に努めます。

22 また、捕獲に伴う安全対策として、例えば、登山道の入口に看板を掲示
23 して登山者に対して注意喚起するなど必要な周知を行います。

24 ◆ **野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保**

25 狩猟免許試験の新規取得者増加に向けた事前講習会や狩猟者育成のため
26 のペーパーハンター研修や初級者研修会、他自治体と連携した実践的な
27 捕獲研修等を実施することで保護管理の担い手の育成を行います。

28 ◆ **野生鳥獣における感染症等への連携した対応**

29 高病原性鳥インフルエンザ*・野鳥不審死の発生に対処するため、県関係
30 機関・国・市町村との連携体制を構築します。イノシシにおける豚熱（C
31 SF）*等の感染症が疑われる場合は、感染拡大防止及び早期収束に向け
32 て県関係機関・国・市町村と連携して対応します。

33 また、人と野生生物が接触する機会の増加に伴い感染症のリスク等を正
34 しく理解する重要性が高まっていることから、人と動物との健康、それ
35 らを取り巻く環境を包括的に捉えるワンヘルス*の考えに立ち、必要な情
36 報発信に努めます。

(2) 生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備

◆ みどりに関する学習環境の整備

デジタルでの学びに対応した教育現場で活用しやすく学習効果の高い「みどりと生き物」に関する学習コンテンツ*について、県内小学校での活用を促進すること等により、将来のみどりの担い手育成に取り組みます。

◆ 自然ふれあい施設*の利用促進

自然学習センターなどの自然ふれあい施設を生物多様性の学習の場として活用し、県民、行政及び教育関係者、事業者、民間団体等に向けた普及啓発を行い、県民の自然に対する意識の向上に取り組みます。

◆ みどりを守り創る活動の支援と促進

県民・企業・団体が参加する「彩の国みどりのサポーターズクラブ*」の活動支援や技術向上のための講習会、SNS*等を通じた会員の相互交流や情報発信などを行い、みどりを守り創る活動を促進します。

また、団体の活動紹介などのみどりの情報を一元化し、団体等の情報発信の場としても活用できる「埼玉みどりのポータルサイト」を運営します。

◆ 生物多様性センターによる保全活動等の支援（新規）

環境科学国際センター内に設置した生物多様性センター*による地域における保全活動情報の集約、多様な主体との協働・連携支援などにより多様な主体による生物多様性に関する取組を促進します。

◆ 県民による自然環境保全活動の推進

希少種や在来種の動植物の保全活動に取り組む団体への技術的支援や、希少野生生物保護推進員*等と連携した生息・生育状況の把握等を実施します。

◆ 多様な主体が連携・協働したネイチャーポジティブに向けた取組の推進（新規）

企業、市町村、環境保全団体等が参加するネイチャーポジティブ推進分科会を通じた先進的なマッチング事例の創出や情報提供などにより、多様な主体の連携・協働による取組を促進していきます。

(3) 多面的機能を発揮する森林の保全と育成

◆ 水源かん養機能*の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全

間伐や枝打ちなどの森林整備により下層植生*を豊かにし、水源かん養機能等を発揮させるとともに、「埼玉県水源地域保全条例」を適切に運用し、水源林を保全します。また、針広混交林*化を進め植生を豊かにし生態系にも配慮します。

◆ 森林の病虫獣害防止対策の実施

森林において、ニホンジカによる食害やクマによる剥皮被害を防止するため、獣害防止柵や樹皮ガード等を設置します。

1 森林の獣害地では、自然力の活用により整備コストを縮減した環境林整備*の手法を確立・普及します。

2 また、カシノナガキクイムシ*によるナラ枯れ*被害への防除対策を推進
3 します。

4
5 ◆ **都市と山村の連携による森づくり**

6 上流域の山側市町村と下流域の都市部市町との連携協定などを促し、森
7 林整備や木材利用、地域間交流の取組を支援します。

8 ◆ **県民参加による森づくりの促進**

9 広く森林の大切さを理解できるように、森林活動を体験する機会の充実
10 を図るとともに、森林ボランティアの活動を希望する県民に対して、森
11 林における安全作業を学習できる機会の充実を図ります。

12 また、社会貢献を目的として森づくりを希望する企業が、県内の森林に
13 おいて活動しやすくなるよう環境整備を行うなど、森づくり活動の継続
14 を促進します。

15 ◆ **自然公園*の保全**

16 秩父地域を中心とした山地の優れた風景地である自然公園を保全し、優
17 れた天然林や希少野生動植物の生息・生育地の保護を推進します。県民
18 が安心・安全に自然を体感できるよう自然公園内の登山道等の施設を適
19 切に整備します。

20 ◆ **(関連取組) 県産木材の利用促進・率先活用(拡充)(後出)**

21 ◆ **(関連取組) 健全な水循環構築に向けた取組の実施(後出)**

22 ◆ **(関連取組) 農林業・農山村の持つ多面的機能の維持発揮(新規)(後出)**

23 (4) **里地里山*や水域における多様な生態系ネットワークの形成**

24 ◆ **特別緑地保全地区*など地域制緑地*の指定**

25 潤いと安らぎのある都市景観の形成など多様な機能を有する緑地を保全
26 するため、市町村と協力し特別緑地保全地区など地域制緑地の指定を推
27 進します。

28 ◆ **「ふるさとの緑の景観地*」の指定・維持管理の推進**

29 埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するため、市町村と協力し、ふる
30 さとの緑の景観地の指定を推進します。また、各景観地の保全計画に基
31 づき、当該景観地の良好な維持管理を推進します。

32 ◆ **身近な緑の公有地化の推進**

33 「ふるさとの緑の景観地」などに指定されている緑地を守るため、相続
34 などにより指定地の一体性や景観が著しく損なわれるおそれがある土地
35 などについて、市町村と協力して公有地化を推進します。

36 ◆ **みどりの三富地域*づくりの推進**

37 三富地域における緑地や農地の保全・活用に関する事業を推進していき
38 ます。また、この地域で行われている平地林を活用した落ち葉堆肥農法
39 を基本とする農業の振興を図るため、農業者と地域住民等の協働による

地域づくりを推進します。

◆「さいたま緑のトラスト運動*」の推進

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民・企業等からの寄附により県民共有の財産として末永く保全する「さいたま緑のトラスト運動」を推進します。

◆ 里山や平地林の整備・保全・活用

ツキノワグマやイノシシなどを人里に近づけないための緩衝帯*としても里地・里山の整備が必要です。そのため、繁茂してしまった竹やササの刈払い等を行う地域の活動やボランティア団体等が取り組む里山・平地林整備の担い手の育成を支援します。

里山・平地林の若返りを図るため、更新のための伐採を支援し、整備後の里山・平地林について、憩いの場やこどもの自然体験の場としての活用を促進します。

◆ 見沼田圃*の保全・活用・創造

「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、土地利用の調整や公有地化事業を行うとともに、公有地化した土地の利活用事業を行います。

また、貴重な都市近郊緑地空間である見沼田圃において重要な役割を果たしている見沼農業の振興対策、支援体制の整備及び公有地化農地活用対策を実施します。

◆ 環境に配慮した公共事業の実施

県産木材などの自然素材を利用し、自然と調和した治山施設*や森林管理道の整備を促進するとともに、農業用排水施設の改修などにおける排水路の護岸において水路底を土砂で整備するなど、農山村の環境保全や生態系に配慮した事業を行います。

また、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来所有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。

県の公共工事においては「埼玉県環境配慮方針」により環境への配慮に努めます。

◆ （関連取組）自然や生物、景観に配慮した河川整備（後出）

◆ 農林業・農山村の持つ多面的機能の維持発揮（新規）

農業・農村が持つ多面的機能を支える共同活動*、施設の軽微な補修や農村環境の保全活動、農業用排水路や農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動等に対して支援します。

(5) 人と自然が共生する都市づくり

◆ 地域と調和した都市農業の振興

都市農業の経営維持及び多面的機能の発揮を図るとともに、都市住民の理解の醸成を図ることで都市農業の振興を図ります。

◆ 豊かな緑を保全・創出する公園整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑の創出や憩いの場を提供するとともに、災害時の活動拠点となるなど、大きな役割を有する都市公園を整備していきます。

◆ 県有施設などの身近な場所の緑化

県有施設の緑化を推進するとともに、ボランティア団体などが実施する身近な緑の保全・創出・活用を支援し、みどり豊かなまちづくりを進めます。

◆ 「緑化計画届出制度」の適切な運用（拡充）

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、敷地面積 1,000 ㎡以上の敷地において建築行為を行う場合に緑化基準に基づく緑化計画を県に届け出る制度を適切に運用し、緑の創出を図ります。

また、緑化のコンセプトを明確化することや太陽光発電施設の緑化面積への算入を廃止することで、「緑化計画届出制度」がより一層ネイチャーポジティブの実現につながる緑化となるよう取り組みます。

□ 施策指標

希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数		7箇所 → 20箇所 (令和7年度) (令和13年度)	
指標の説明	「希少野生動植物の種の保護に関する条例」で、県内希少野生動植物種に指定されている種の新規保護増殖箇所数。 特に保護が必要とされる条例指定種の保護増殖の必要性について、県民の理解を深めるため、この指標を選定。	目標の根拠	条例指定種のうち飼育・栽培が可能な11種類ごとに1箇所以上増やすことを目指し、目標値を設定。

自然共生サイト認定数		15件 → 33件 (令和7年度) (令和13年度)	
指標の説明	民間などの取組によって生物多様性の保全が図られている区域として国が認定する自然共生サイトの県内認定数。 自然共生サイトが増加することは、法律などで保護することが定められている地域以外でも、民間や地域社会による主体的な取組により生物多様性の保全が進んでいることを示すことから、この指標を選定。	目標の根拠	国において令和5年度の認定目標数100件、1都道府県当たり年間約2件としていることを踏まえ、本県ではこれを上回る年間3件の認定を目指し、目標値を設定。

指定管理鳥獣*の推定個体数			
ツキノワグマ		4 5 2 頭* (令和 7 年度)	→ 4 4 8 頭 (令和 13 年度)
ニホンジカ		1 1, 6 9 0 頭*	→ 4, 4 0 7 頭
イノシシ		2, 2 5 3 頭* (令和 6 年度)	→ 1, 1 1 4 頭 (令和 13 年度)
指標の 説明	県が「特定鳥獣管理計画」において個体数管理の目標を定めた指定管理鳥獣の推定個体数。指定管理鳥獣を適正な個体数に維持管理することは、人命や自然を守るための生態系管理の一環であり、生物多様性の確保に資する取組であることから、この指標を選定。		ツキノワグマについては、人身被害を防止するため、人身被害が発生していない現状を踏まえ、特定鳥獣管理計画策定時（令和 8 年度）の推定個体数を若干下回る数を目指し、目標値を設定。 ニホンジカ及びイノシシについては、農作物被害による経済的損失や植生被害による土砂流出などを防ぐために、国の目標に準じて、平成 23 年度（2011 年度）の推定個体数から半減させることを目指し、目標値を設定。 （*最新の生息状況調査における平均値等）

1

埼玉みどりのポータルサイトへのアクセス数		1 3 7, 7 3 4 回 → 2 0 0, 0 0 0 回 (令和 7 年度) (令和 13 年度)	
指標の 説明	「埼玉みどりのポータルサイト」へのアクセスから退出までを 1 回として計上した回数。多彩なコンテンツを盛り込み、登録団体が自由に情報発信できる同サイトへのアクセスが増えることで、県民や企業、団体などの理解や関心が高まり、各活動者間の連携やみどり施策の推進につながるため、この指標を選定。	目標の 根拠	令和 7 年度（2025 年度）の実績値（137,734 回）を踏まえ、更なる広がりを目指し、目標値を設定。

2

森林の整備面積		7, 0 0 0 h a (令和 9 年度～令和 13 年度の累計)	
指標の 説明	間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 水源かん養機能などの森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が不可欠であることから、この指標を選定。	目標の 根拠	県産木材の供給に必要な間伐や植栽、下刈り、また、水源のかん養機能等の発揮に必要な針広混交林への誘導などの森林整備を、近年の実績を踏まえ、年間 1,400ha 実施することを目指し、目標値を設定。

3

4

5

6

7

8

緑の保全面積		570ha → 585ha (令和7年度) (令和13年度)	
指標の説明	特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区*の指定面積、「緑のトラスト保全地*」の面積、公有地化した面積、「ふるさと緑の景観地」指定面積等の合計。 これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。	目標の根拠	特別緑地保全地区の指定や「緑のトラスト保全地」の面積及び「ふるさと緑の景観地」の指定等を踏まえ、目標値を設定。

1 施策の方向④ 持続可能なまちづくり

2 【現状と課題、長期的な目標に向けた方向性】

3 本県の人口は減少傾向にあり、75 歳以上高齢者人口は全国トップレベルのスピー
4 ドで増加することが予想されています。

5 現在でも、中心市街地の衰退や空き家の増加等による都市の低密度化が進行し、
6 地域活力の低下などが顕在化しつつあります。また激甚化・頻発化する災害にも対応
7 していかなければなりません。

8 このような人口減少・超少子高齢社会の到来という歴史的課題に対応するため、
9 あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼
10 玉」を目指すべく、人口減少・超少子高齢化を前提としたまちづくりを通じて持続
11 的な社会を構築する「埼玉版スーパー・シティプロジェクト*」を広く展開していき
12 ます。人的支援、財政支援、企業とのマッチング支援、技術支援等により市町村の
13 プロジェクトを県が支援し、持続可能なまちづくりを進めていきます。

14 また、社会自体が持続可能であるためには、私たちの社会生活や経済活動自体も
15 持続可能である必要があります。

16 本県の多様な地域特性を生かしたまちづくりに取り組むとともに、生活に欠かせ
17 ないエネルギーについて、太陽光発電と蓄電池を組み合わせるなど、その効率的な
18 利用を図り、経済活動においても、環境に配慮した事業活動を主とした持続可能な
19 経営が実現できるよう、必要な支援を行っていきます。

20 【今後の施策と主な取組】

21 (1) 環境と共生する持続可能なまちづくりの推進

22 ◆「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能な 23 まちづくり

24 超少子高齢社会における諸課題に対応するため、市町村や企業などとも
25 に、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続
26 可能なまちづくりに取り組む「埼玉版スーパー・シティプロジェクト*」
27 を着実に進めます。

28 ◆ 地域資源を活用した取組の推進

29 地域資源の活用や活用のための連携・協力し合う取組が進むよう、再生
30 可能エネルギーの利用拡大、廃棄物の持つエネルギーの活用、都市と山
31 村の連携による森づくりなどを進めます。

32 ◆ 県産木材の利用促進・率先活用（拡充）

33 「活樹*」を推進するため、県民が木材と触れ合う機会を創出し、木の良
34 さをPRすることや、中高層建築物の木造化・木質化を提案できる技術
35 者を育成することで、県産木材の利用促進を図ります。

36 また、「埼玉県県産木材利用促進指針」に基づき、県が整備する施設の建
37 築に当たっては可能な限り木造化・木質化を図り、県産木材の利用拡大
38 を進めます。

◆ **地域の特性を生かした景観づくりの推進**

良好な景観形成を進めるため、景観に関する啓発及び知識の普及などに取り組む市町村・地域団体を支援します。

また、電線類の地中化により良好な景観形成を進めます。

◆ **グリーン・ツーリズム*の推進**

観光農園や体験交流施設、農産物直売所、体験ができる宿泊施設などの情報を収集し、ポータルサイトのほか、鉄道会社や旅行会社などの民間事業者と連携し幅広く発信します。

◆ **史跡・名勝・天然記念物などの指定**

環境と共生する魅力あふれる地域社会の構築に向けて、歴史上あるいは学術上等の価値が高く、本県の歴史・文化・自然を象徴する重要な場所などを史跡・名勝・天然記念物等に指定し、保護に努めます。

◆ **大規模開発事業における環境の保全**

大規模な開発事業等について戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度*を適切に運用することで、事業者による環境に配慮した事業計画の策定・実施を促進します。

(2) **エネルギーの効率的な利用の推進**

◆ **コージェネレーションシステム*の導入の促進**

家庭用燃料電池等の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅のレジリエンス強化を図るとともに、コージェネレーションシステムを導入する事業者を支援します。

◆ **IoT 技術を活用した分散型エネルギー*の効率的な利用の推進**

太陽光発電と蓄電池の組み合わせやエネルギーの面的利用を推進し、地域における分散型エネルギーの効率的な利用を促進します。また、IoTを活用したエネルギーマネジメントによる省エネルギー化や、バーチャルパワープラント（VPP）*技術などを活用したデマンドリスポンス（DR）*等によるエネルギーコストの低減を促進します。

◆ **（関連取組）再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理（再掲）**

◆ **（関連取組）「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり（再掲）**

(3) **環境に配慮した事業活動の支援**

◆ **サステナブル経営*に取り組む企業への支援（拡充）**

高いレベルでサステナブル経営（持続可能な経営）に取り組んでいる中小企業を県が認証することや、企業に対してメールマガジンやセミナーの開催などによる情報発信を行うことで、企業の持続可能な経営を支援します。

◆ **中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援**

中小企業等における新市場の開拓や競争優位性の確立による持続的な成

長を促すため、環境・エネルギー・GX 等に関する革新的な新技術や新製品の開発等を支援します。

◆ 環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進

環境への負荷を低減する農業に取り組む農業者に対し、技術習得及び流通販売の面で支援します。

また、埼玉県地産地消月間キャンペーンの実施や県産農産物を積極的に利用している店舗等を「県産農産物サポート店」として登録、PR するなど、農産物の地産地消を推進します。

◆ 県の率先行動やグリーン購入などの推進

環境に配慮した公共事業や気候変動対策などに事業者として率先して取り組みます。

また、県が、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを率先して購入し、市町村にも協力を呼び掛けるなど、「グリーン購入」の普及を進めます。

□施策指標

埼玉版スーパー・シティプロジェクトの KPI を達成している市町村の割合		6 % → 80 % (令和 6 年度) (令和 13 年度)	
指標 の 説明	各市町村が設定したコンパクト・スマート・レジリエントの 3 要素に係る KPI*を全て達成している市町村の割合。 プロジェクトのコンセプトである 3 要素に係る KPI を達成することが持続可能なまちづくりに寄与することから、この指標を選定。	目標 の 根拠	県の支援により「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の取組が進み、KPI を達成している市町村の割合が着実に増加することを目指し、目標値を設定。

県産木材の供給量		87,000 m ³ → 98,000 m ³ (令和 6 年度) (令和 13 年度)	
指標 の 説明	森林から伐採・搬出され、利用される木材量。 「活樹」を推進し健全な森林を次代に引き継いでいくためには、木材の利用を拡大させ、森林資源の循環利用を進めることが重要であることから、この指標を選定。	目標 の 根拠	公共施設や民間住宅での活用など県産木材の利用を促進する取組により、過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の最高値（令和元年度 97,000 m ³ ）を上回ることを目指し、目標値を設定。

環境に配慮したサステナブル経営に関するセミナー等参加企業数		600 社 (令和 9 年度～令和 13 年度の累計)	
指標 の 説明	県が実施するサステナブルな経営に関するセミナーの参加企業数。 企業のセミナーへ参加が、環境に配慮したサステナブル経営への取組状況を示すため、この指標を設定。	目標 の 根拠	令和 2 年度から令和 7 年度までの環境 SDGs 関連セミナーの参加企業数の年間平均の 100 社からのさらなる増加を目指し年間 120 社の参加を目指し、目標値を設定。

1 施策の方向⑤ 恵み豊かな川との共生

2 【現状と課題、長期的な目標に向けた方向性】

3 本県の恵み豊かな川を守り、共生を図るには、良好な水質や豊かな水量、水辺の
4 生物とそれらを育む河川環境の確保が必要になります。また、川には自然環境を生
5 かした地域活性の場となるグリーンインフラ*という側面もあり、本県の大切な財産
6 として未来に引き継いでいかななくてはなりません。

7 川の水質に影響を与える生活排水について、令和6年度末の生活排水処理人口普
8 及率は94.3%で、国の掲げる目標である概成*95%以上を概ね達成している状況にあ
9 ります。一方、浄化槽の法定検査*の受検率は令和6年度末で24.8%と低い状況にあ
10 り、浄化槽の適正な維持管理を促進する必要があります。また河川水質の環境基準
11 達成率は90%前後で推移しており、100%達成にはより一層の改善が求められま
12 す。

13 このため、工場・事業場に対する規制遵守指導や浄化槽の適正な維持管理の促進
14 などにより、河川水質の改善に取り組めます。

15 また、生物が豊かな河川環境の確保に向け、自然や生物、景観に配慮した河川整
16 備を進めるほか、県民・団体・企業が連携し、河川清掃や生物調査、川の利活用に
17 取り組む「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト*」を推進していきます。

18 【今後の施策と主な取組】

19 (1) 公共用水域*・地下水の汚染防止

20 ◆ 水質の汚染の監視（常時監視）

21 水環境の保全には水質汚濁の状況などを常に把握することが重要である
22 ため、「水質汚濁防止法」に基づき「水質測定計画」を定めて常時監視を
23 行い、データの公表や類型指定の見直しなど水質の向上に向けた取組を
24 推進します。

25 ◆ 工場・事業場に対する規制遵守指導及び地下水の汚染拡散の防止

26 「水質汚濁防止法」等に定める排水基準が適用される工場・事業場への
27 効率的な立入検査などにより、排出水の汚染状況を確認し、排水基準の
28 遵守を指導します。また、「土壌汚染対策法」等に基づき土地所有者など
29 に土壌汚染状況調査の実施や汚染土壌の適切な管理を指導します。

30 ◆ 異常水質事故対策の推進

31 有害物質や油などの河川等への流出による被害を防止するため、関係機
32 関と連携し、迅速な状況把握及び原因調査により、汚染の拡大及び被害
33 の発生を防止します。また、原因者に対し再発防止を指導します。

34 ◆ 下水道、農業集落排水*などの汚水処理施設*の整備や合併処理浄化槽* 35 への転換の促進

36 公共下水道事業を実施する市町村に技術的な支援を行うことや、農業集
37 落排水の運営管理や更新への支援などにより、効率的な施設の整備を推
38 進していきます。

また、合併処理浄化槽への転換工事にかかる個人負担を軽減するための補助や公共浄化槽制度の導入を促進するための市町村支援などにより、合併処理浄化槽への転換を促進します。

◆ **浄化槽の適正な維持管理の促進**

浄化槽使用者に対する保守点検、清掃の実施や法定検査受検の啓発、指導を行うとともに保守点検業者に対する指導監督を行います。また、関係業界、指定検査機関*、市町村との連携体制を強化し、浄化槽台帳の整備、法定検査受検率の向上を推進し、維持管理の適正化を図ります。

◆ **非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施**

年間を通じて良好な水環境を確保できるよう、農業用水の通水がない非かんがい期（10月から3月）にも通水が行えるよう河川管理者等に働きかけます。

◆ **（関連取組）プラスチック資源の循環的利用の推進（再掲）**

(2) 水循環の健全化

◆ **健全な水循環構築に向けた取組の実施**

水循環基本法に基づき、健全な水循環の推進に係る施策を推進するため、水循環検討委員会等における課題の把握、情報共有及び対応を行います。

また、ダム水源地域の自治体が実施する、水源林の整備や管理、災害対策等の水源地域の保全に関する事業を支援します。

◆ **（関連取組）プラスチック資源の循環的利用の推進（再掲）**

◆ **（関連取組）水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全（再掲）**

◆ **雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進**

資源の有効利用と緊急時に利用できる水の確保を図るため、普及啓発活動等により雨水、再生水の活用を促進します。

◆ **既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備及び透水性アスファルト舗装による歩道整備**

「流域整備計画」に基づく総合的な治水対策の一環として各戸貯留浸透施設の整備を進め、河川の洪水防止に加え、地下水や湧き水が増加することによる河川の水質改善に取り組みます。

また、雨水冠水対策として透水性アスファルトによる歩道整備を行うことで地下水のかん養を図ります。

◆ **（関連取組）観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進（後出）**

(3) 生物が豊かな河川環境の確保

◆ **自然や生物、景観に配慮した河川整備**

護岸の修繕に合わせて、生物の生息に配慮した水際の整備を行い、地域

に親しまれる水辺空間づくりを推進します。整備した河川は、地域と連携して生物調査や環境学習の場として活用します。
また、多自然川づくり*により、自然環境に配慮した河川整備を進めます。

◆ 水辺空間の生物に関する情報収集・発信

水辺空間の生物の生息状況等についての情報収集・情報発信により、水環境保全に関する県民理解の促進を図ります。

(4) 水辺空間の利活用

◆ 県民・企業と連携した水辺空間の活用

埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が持続して行われるよう、県民・団体・企業の連携を県が支援する「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」を推進します。県民には、川のイベントやボランティアへの参加を促し、川を守る気持ちや川への愛着の醸成を図ります。

◆ 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援

川との共生や県が管理する一級河川で清掃活動を行う団体を「川の国応援団*」や「川の国応援団美化活動団体*」として登録し、活動で使用する資機材の提供や貸出し支援を行うことで、地域での河川清掃、環境学習、生物調査などを促進します。

□ 施策指標

環境基準（BOD）を達成した河川の割合		86% → 100% (令和7年度) (令和13年度)	
指標の説明	「埼玉県公共用水域水質測定計画」に基づき測定を行う河川におけるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準の達成率。 環境基準は人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められており、その中で、BODは水質汚濁の代表的な指標であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「埼玉県公共用水域水質測定計画」に基づき測定を行う河川におけるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準の達成率。 環境基準は人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められており、その中で、BODは水質汚濁の代表的な指標であることから、この指標を選定。

生活排水処理人口普及率		94.3% → 96.0% (令和7年度) (令和13年度)	
指標の説明	し尿のほか台所排水など生活排水すべてが処理できる公共下水道や合併処理浄化槽などが整備された区域内の人口の総人口に対する割合。 生活排水処理人口普及率の向上により河川水質の改善がされることから、この指標を選定。	目標の根拠	「埼玉県生活排水処理施設整備構想」で、令和23年度（2041年度）に生活排水処理人口普及率を98.7%とする目標としていることを踏まえ、目標値を設定。

1
2

3

SAITAMA リバーサポーターズ活動に参加した県民の数		65,323人 → 75,000人 (令和7年度) (令和13年度)	
指標の説明	「SAITAMA リバーサポーターズ」の活動に参加した県民の数。 「SAITAMA リバーサポーターズ」に登録した人を増やすだけでなく、実際に川との共生活動に参加した人の数を増やすことが重要であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去5年間（令和3年度～令和7年度）の実績値の伸び（年平均1,464人増加）を踏まえ、更なる広がりを目指し、目標値を設定。

1 施策の方向⑥ 着実な環境保全

2 【現状と課題、長期的な目標に向けた方向性】

3 本県における環境保全対策は一定の成果を得て、近年は大気、水質分野における
4 環境基準は概ね達成している状況ではありますが、工場・事業場等に対して必要な検
5 査、指導を行うことで、着実な環境保全を担保することが必要です。

6 また、近年新たな社会問題になっている PFAS や、環境基準未達成の光化学オキ
7 シダントなどの対応すべき課題に対し、水質の定期的なモニタリングや、大気汚染
8 状況の監視を行い、結果の適切な広報により県民の健康被害を防止していきます。

9 産業廃棄物の最終処分量は 15.5 万トン（令和 5 年度）で、5 年前（平成 30 年度）
10 から 2.2%減少しています。一方で、**金属スクラップ等**の特定再生資源*の屋外での
11 不適正な保管への的確な対応や、不法投棄の未然防止や早期対応の徹底が求められ
12 ています。このため、事業者への立入検査やパトロール、指導強化により、廃棄物
13 や特定再生資源などの不適正処理・不法投棄を防止していきます。

14 さらに、自然災害や事故に伴う石綿*や化学物質等の飛散・流出を最小限に抑え、
15 災害廃棄物に迅速に対応するなど、非常災害時の対応には万全を期す必要がありま
16 す。

17 【今後の施策と主な取組】

18 (1) 環境リスク*の低減

19 ◆ 建築物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進

20 解体等工事前に建材中の石綿含有の有無を調べる事前調査の周知・指導
21 を行います。また、石綿使用建築物の解体等工事における石綿の飛散防
22 止対策の徹底、周辺の石綿濃度調査の実施等により石綿による環境リス
23 クの低減を図ります。

24 また、災害発生時には関係部局と連携を密にして対応します。

25 ◆ (関連取組) 石綿廃棄物の適正処理（後出）

26 ◆ 化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション*の促進

27 「PRTR 法*」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、環境中への化
28 学物質の排出量や取扱量を把握するとともに、その情報の公開を進めま
29 す。

30 また、事業者による環境コミュニケーションを支援し、併せて事業者に
31 よる化学物質の適正管理と排出を抑制する取組を促進します。

32 ◆ 化学物質の適正管理と災害対策の促進

33 事業者が作成する「特定化学物質等適正管理手順書*」に沿った化学物質
34 の管理徹底と、災害発生時の危険性・有害性が比較的高い特定化学物質*
35 の飛散・漏えいによる被害が最小限となるような対策の実施を指導しま
36 す。

37 ◆ 着実なダイオキシン類*対策

38 県民の安心・安全な生活環境を確保するため、環境中にあるダイオキシ

ン類の監視を行うとともに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、対象となる事業者に対し施設の適正管理などの規制の順守を指導します。

◆ **PFAS 対策の推進（新規）**

河川や地下水中の PFOS・PFOA*の汚染状況を監視するとともに、指針値の超過を確認した場合には、速やかに飲用摂取の防止や追跡調査等を行い、被害の発生や汚染の拡大を防止します。

◆ **放射性物質の監視、測定**

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、国と連携を図りながら引き続き放射性物質の測定を行い結果を公表します。

◆ **（関連取組）水質の汚染の監視（常時監視）（再掲）**

◆ **（関連取組）工場・事業場に対する規制遵守指導及び地下水の汚染拡散の防止（再掲）**

◆ **（関連取組）異常水質事故対策の推進（再掲）**

(2) 安全な大気環境の確保

◆ **大気汚染の監視（常時監視）**

国や他の自治体と連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視を実施し、その結果を迅速に県民等に情報提供します。

◆ **工場・事業場に対する規制遵守指導**

大気汚染による健康被害を未然に防止するため、工場・事業場に対して「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき各種規制を遵守するよう指導を徹底します。

◆ **揮発性有機化合物（VOC）*排出量の削減（新規）**

光化学オキシダント等の原因物質である VOC について、「大気汚染防止法」等による規制と、事業者による自主的な削減により、大気への排出量の削減を促進します。

◆ **光化学スモッグ*による健康被害の未然防止**

光化学オキシダントの高濃度が予測される場合や、濃度が上昇している場合には、速やかに光化学スモッグ注意報等を発令・周知し、健康被害の未然防止を図ります。

◆ **ディーゼル車運行規制*（一部のディーゼル車に限る）の実施や
アイドリングストップ*の指導**

走行車両の検査やビデオでの調査等を実施し、県の粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車に対する指導を行います。また、市町村とともにアイドリングストップに関する指導を行います。

◆ **（関連取組）バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和（再掲）**

(3) 土壌の汚染防止及び地盤環境の保全

◆ 土壌汚染対策の推進

「土壌汚染対策法」等に基づき土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施や汚染土壌の適切な管理を指導します。

◆ 観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制を的確に運用することにより、地盤沈下を防止します。

また、地盤変動や地下水位の変化を早期に把握するため、継続して観測を行い、必要に応じて地下水の採取抑制を指導します。

◆ 河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業を実施することにより、地下水採取量を減らし地盤沈下の抑制を図ります。

◆ (関連取組) 工場・事業場に対する規制遵守指導及び地下水の汚染拡散の防止(再掲)

(4) 身近な生活環境の保全

◆ 土砂の不適正なたい積の防止

土砂のたい積、盛土又は切土(以下「盛土等」という。)による災害防止のため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、無許可あるいは技術的基準を満たさない盛土等を行った事業者に対し、必要な監視・指導を行います。

◆ 騒音・振動・悪臭対策の推進

市町村が実施する騒音・振動・悪臭の規制・指導に関する事務に対する助言や研修を実施します。また新幹線鉄道の騒音・振動対策の基礎データをを得るため騒音等の測定を実施します。

◆ 事業所における公害防止体制の整備

事業所における実効ある公害防止体制を整備するため、公害防止組織の中心となるべく公害防止技術等に精通した公害防止主任者*の資格を認定するための講習を実施します。

◆ 公害苦情・紛争への適正な対応

県民からの公害苦情に迅速かつ適正に対応するため、市町村への情報提供の充実や苦情相談員制度の活用などを進めます。

また公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の各手続を迅速かつ適正に実施します。

◆ 金属スクラップ保管事業者への指導強化(新規)

不適切な保管による崩落、油等の流出、火災などを防止するため、廃棄物処理法の廃棄物に該当しない金属スクラップ等を保管する事業者へ立入指導等を実施します。

(5) 廃棄物の適正処理の推進

◆ 廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施

排出事業者への立入調査及び普及啓発、不適正処理事案での廃棄物処理業者等への強力な指導、告発も視野に入れた適正な行政処分により、廃棄物の適正処理を促進します。

◆ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底

不法投棄多発箇所の監視強化やドローンによる不適正保管場所の継続監視、スマートフォン向けアプリのごみ拾い SNS「ピリカ」などを活用した廃棄物不法投棄 110 番の運営、市町村、国、警察との連携協力体制の確保により不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。

◆ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物*の適正処理

PCB 廃棄物が新規発見された場合、「PCB 特別措置法」に基づき適切な保管及び一定期間内の適切かつ確実な処理を推進します。また、使用中の低濃度 PCB 機器については処分まで継続して追跡し確実な処理を推進します。

◆ 石綿廃棄物の適正処理

石綿の飛散による健康被害を防止するため、石綿を使用した建築物解体工事現場などにおいて、石綿飛散防止対策の指導を徹底します。

◆（関連取組）建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進（後出）

◆ 廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進

廃棄物処理施設に立入検査を行い、適正な使用・維持管理を指導します。また、焼却施設や最終処分場等には「廃棄物処理法」で定められた定期検査を適切に実施し、適正な維持管理を促進します。

◆ 安全・安心な県営処分場の運営、研究

廃棄物最終処分場の確保が困難な市町村、中小企業等のため全国で初めて県直営で整備した最終処分場（環境整備センター）において、地域住民の安心・安全を確保しながら運営を行います。
埋立廃棄物の安定化評価など、安心・安全な最終処分場運営に資する研究を進めます。

(6) 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上

◆ 廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

3S（スマイル・セイケツ・スタイル）運動によるイメージアップ、廃棄物処理の効率化・高度化等に資する新技術の活用の促進に取り組みます。

◆ 市町村のごみ処理体制の整備促進

安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、国の方針を踏まえて廃棄物処理施設の広域化、集約化を促進します。

また、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進します。

◆ リチウムイオン電池等処理困難廃棄物の適正処理の推進（新規）

ごみ処理施設における火災の原因にもなるリチウムイオン電池について、市町村と連携して県民に分別排出の徹底を呼びかけるとともに、広域回収・再資源化体制の構築を進めるなど、処理困難廃棄物の適正処理を推進します。

◆ 災害廃棄物への対応力強化

大規模な災害に備え、市町村や関係団体等と災害廃棄物処理に関する必要な情報を共有し、研修や図上訓練を通じて相互の連携の強化を図ります。

□施策指標

建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度 1 本/L 以上の現場数		0 → 0 (令和 7 年度) (令和 13 年度)	
指標の説明	「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.2 版）」に準拠し、測定した解体等工事の現場における大気環境中の石綿繊維数濃度が 1 本/L 以上の現場数。 国土交通省の推計では、石綿を含む建材が使用されたと考えられる建築物は、令和 10 年（2028 年）をピークに解体工事の増加が見込まれている。今後、石綿漏えいリスクが右肩上がりで増加することから、解体等作業による漏えいの有無を端的に示す数値であるため、この指標を選定。	目標の根拠	「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年（2021 年）3 月厚生労働省・環境省）」に、漏えい監視の観点からの目安は、大気環境中の石綿繊維数濃度が 1 本/L とすることが適当とされていることから、目標値を設定。

化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数（累計）		1, 2 2 5 事業所 → 1, 3 8 2 事業所 (令和 7 年度) (令和 13 年度)	
指標の説明	化学物質の管理に関連する研修会に新規参加した事業所数の平成 28 年度（2016 年度）からの累計。 化学物質が適正に管理されることにより、化学物質の環境リスクも低減するため、この指標を選定。	目標の根拠	令和 6 年度（2024 年度）の化学物質排出量届出事業所（1,382 事業所）の参加を目指し、目標値を設定。

揮発性有機化合物（VOC）排出量		2 6, 2 1 4 t → 2 4, 0 0 0 t (令和 6 年度) (令和 13 年度)	
指標の説明	大気中に排出される VOC の年間排出量。 環境中で VOC から二次生成される光化学オキシダント等を削減するために、VOC の排出量を抑制する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去 3 年間(令和 4 年度～令和 6 年度)の削減量(年平均 276t 削減)を踏まえ、それを上回る削減(年平均 315t 削減)を目指し、目標値を設定。

1
2

3

4

5
6
7

1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積		4. 11km ² → 0km ² (令和7年度) (令和13年度)	
指標 の説明	地盤沈下調査により1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積。 環境省が地盤沈下の注意を要する地域の目安として示していることから、この指標を選定。	目標 の根拠	環境省が建造物等へ何等かの被害が生じる地盤沈下の程度として示している指標であり、現時点で達成しているものの、今後もこの状況を維持することを目指し、目標値を設定。

産業廃棄物の最終処分量		15. 6万t → 14. 3万t (令和6年度) (令和13年度)	
指標 の説明	年間の産業廃棄物の最終処分（埋立処分）量。 産業廃棄物の発生抑制や再生利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。	目標 の根拠	過去10年間（平成27年度～令和6年度）の最も低い実績値である14.3万t（令和2年度）まで削減することを目指し、目標値を設定。

一般廃棄物の最終処分量		7. 7万t → 7. 5万t (令和6年度) (令和13年度)	
指標 の説明	年間の一般廃棄物の最終処分（埋立処分）量。 一般廃棄物の発生抑制や循環利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。	目標 の根拠	「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画」の考え方を踏まえ、最終処分量の年平均0.33%削減を目指し、目標値を設定。

1 施策の方向⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり

2 【現状と課題、長期的な目標に向けた方向性】

3 科学的根拠に裏付けされた確かな情報を発信し、誰もが簡単に情報にアクセスで
4 き、活用できるようにすることが環境科学の振興や未来を担う人づくりにつながりま
5 す。また、確かな知見に基づく科学技術の習得とその承継を確実にやっていくこと
6 が、資源の乏しい我が国において重要な要素となるという側面もあります。

7 環境課題に対応する試験研究や社会実装化を見据えた企業との共同研究により社会
8 に役立つ環境情報の収集、発展に努め、その成果を情報発信していきます。

9 また、本県においても激甚な公害を克服してきた確かな技術を有することから、海
10 外への技術支援などを実施していきます。

11 さらに、環境学習活動をより進めていくため、体験型の展示などで楽しみながら環
12 境について学べる展示館「彩かんかん」や、バラエティーに富んだ自然学習や、指導
13 者向けの自然体験講座を実施する自然ふれあい施設など、様々な学習の場を提供しま
14 す。学校での環境教育や環境アドバイザー*、環境学習応援隊*など多様な主体と連携
15 した活動を推進していきます。

16 【今後の施策と主な取組】

17 (1) 環境情報の収集及び提供

18 ◆ 試験研究の成果や環境情報の発信

19 環境科学国際センターにおいて、多様な環境問題に関する各種試験研究
20 を推進するとともに、年報、ニュースレター、地理環境情報 WebGIS*や
21 気候変動適応センターのホームページ等を活用し、様々な研究成果や各
22 種環境情報を発信します。

23 ◆ 自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成

24 環境科学国際センターにおいて、生物多様性保全推進に不可欠な野生動
25 植物の分布情報や、侵略的外来生物の情報などを収集・蓄積しデータベ
26 ース化します。また、地理環境情報 WebGIS や生物多様性センターのホ
27 ームページ等を活用し、幅広い情報提供を推進し、県民の生物多様性保
28 全活動を支援します。

29 自然の博物館においては、埼玉県自然环境とその変遷に関する情報・
30 標本等資料の収集・整理を行い、展示や特別利用、希少種調査等に活用
31 できるような情報発信を進めます。

32 ◆ (関連取組) 気候変動適応センターによる適応策の情報発信 (新規) 33 (再掲)

34 ◆ (関連取組) 生物多様性センターによる保全活動等の支援 (再掲)

35 (2) 環境科学の振興と国際連携

36 ◆ 産官学民と交流及び連携した共同研究の推進

37 気候変動や生物多様性の損失など、多様で複雑化する環境問題の解決

や、サーキュラーエコノミーを目指した取り組みを推進するため、環境科学国際センターにおいて、大学や国・自治体の研究機関、民間との情報交換・共同研究を進めます。また、地域社会と連携・協働した研究活動を進めていきます。

◆ **環境政策を科学的側面から支える機能の強化**

環境科学国際センターにおいて、環境政策を科学的な側面から支える機能の強化に向け、競争的外部資金獲得や、研究評価制度の適切な運用による研究の向上に努め、研究能力や研究資源の充実を図ります。

◆ **海外との共同研究や技術交流**

環境科学国際センターにおいて、グローバルな環境問題の解決に向け、海外の研究機関や大学等との共同研究を実施するとともに、他の国等の環境問題解決に向けた連携や、共通の環境問題の解決に資するよう WEB 会議等 ICT*の活用も図りながら人的交流を進めます。

(3) 環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などとの連携

◆ **地域の清掃活動の推進**

ごみの散乱防止や地域の環境美化を推進するため、地域清掃活動団体の活動支援、県民、事業者及び関係団体の連携強化、啓発活動を実施します。

◆ **「彩の国ロードサポート制度*」の推進**

県管理道路（歩道部分）において、ボランティアで清掃美化活動を行う住民団体等を募集し、住民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを推進していきます。

◆ **環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などへの支援**

地球温暖化防止活動推進員の能力向上に資する研修の実施、食品ロスの削減に取り組む店舗への支援、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動の支援、埼玉の豊かな川との共生に取り組む「SAITAMA リバーサポーターズ」の支援、「彩の国埼玉環境大賞*」の実施など、各分野で環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などを支援します。

◆ **九都県市*を中心とした連携の推進**

地球温暖化や大気汚染、廃棄物処理などの広域的な環境問題について、効果的、効率的に取り組むため、九都県市での連携した取組を進めます。

(4) 環境を守り育てる人づくり

◆ **環境科学国際センターにおける環境学習・環境保全活動の担い手の育成**

環境に配慮したライフスタイルや環境科学に関する知識を身に付け、地域で環境学習活動や環境保全活動を推進できるリーダーを育成するため、「彩の国環境大学*」を開講します。

1 ◆ **学校における環境教育の推進**

2 地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら行動を
3 起こすことができる担い手を育むため、探究的な教育活動の実践等を通
4 じ、持続可能な開発のための教育（ESD）*を推進します。

5 また、総合的な学習（探究）の時間等において「環境アドバイザー」に
6 による環境問題を取り上げた講座を実施するなど、児童生徒に対して環境教
7 育の充実を図ります。

8 ◆ **子供の自主的な環境活動の支援**

9 次世代を担う子供たちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実を図るた
10 め、「こどもエコクラブ*」の活動を支援します。

11 また、こどもエコクラブの制度周知及び活動発表の機会として「こども
12 エコフェスティバル」を開催します。

13 ◆ **ボランティアや企業と連携した環境学習の支援**

14 県民の環境学習の機会の拡大を図るため、豊富な知識や経験があり学校
15 や地域で環境学習を行う県民等を登録・紹介する「環境アドバイザー制
16 度」、学校の環境学習を支援する企業を登録・紹介する「環境学習応援隊
17 制度」を推進します。

18 ◆ **環境科学国際センターの展示館「彩かんかん」や公開講座による環境
19 学習の推進**

20 環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結び付けるための学習の機
21 会を提供するため、「彩かんかん」の運営を行うことに加え、試験研究機
22 関の科学的知見を生かした各種講座や、生態園を活用した自然体験教室
23 を開催します。

24 ◆ **自然の博物館や川の博物館における学校支援、レファレンス*対応の充実**

25 学校への理科の出張授業や、現地での体験学習、教育機関や団体等に対
26 して自然に関する講演を実施します。県民等が求める自然環境に関する情
27 報についての確かつ迅速に提供できるレファレンス体制を整備します。

28 ◆ **自然体験や講座など様々な機会における環境学習の実施**

29 簡単なチェックシートを利用して省エネに取り組む「エコライフ DAY &
30 WEEK 埼玉*」や県政出前講座や市町村等と連携した親子3R*講座、自
31 然ふれあい施設における観察会や教員などの指導者向けの自然体験講座
32 など、様々な機会における環境学習を実施します。

□施策指標

研究成果の発表件数		1, 075件 (令和9年度～令和13年度の累計)	
指標の説明	研究成果（論文、学会、報告書等）の発表件数の累計。 環境科学国際センターが有する4つの機能（試験研究、国際連携、情報発信、環境学習）の1つである試験研究の成果状況を表しており、様々な機会で発表することは、情報発信にも繋がるものであるため、この指標を選定。	目標の根拠	過去10年間（平成27年度～令和6年度）の年平均発表件数と同等の件数を目指し、目標値を設定（コロナ禍の影響があった令和2年度、令和3年度を除く）。

環境分野における海外との交流者数		400人 (令和9年度～令和13年度の累計)	
指標の説明	環境分野における海外への研究員の派遣人数（国内外における国際学会、セミナー等やWEBも含む）、海外からの研修員・研究員等の受入人数（研究交流・視察やWEBも含む）の累計。 環境科学国際センターが有する4つの機能（試験研究、国際連携、情報発信、環境学習）の1つである国際連携の状況を表しているものであるため、この指標を選定。	目標の根拠	過去10年間（平成27年度～令和6年度）の年平均交流者数と同等の交流数を目指し、目標値を設定（コロナ禍の影響があった令和2年度、令和3年度を除く）。 *

地域清掃活動団体の登録数		250件 (令和9年度～令和13年度の累計)	
指標の説明	地域環境の保全や美化に取り組んでいるNPOや企業、学校等の地域清掃活動団体登録数。 地域の美化活動状況を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	平成16年度（2004年度）の制度開始時からこれまでの登録数の増加率を維持することを目指し、目標値を設定。

環境学習応援隊の受講者数		2,903人 → 3,500人 (令和7年度) (令和13年度)	
指標の説明	環境学習応援隊が実施する出前授業等を受講した人数。 受講者数が増加し、学校における環境学習の機会が拡大することで、子供たちの環境を守り育てる意識の醸成が図られることから、この指標を選定。	目標の根拠	児童生徒数が減少している中であっても、学校に対し環境学習応援隊の積極的な活用を促すことで、受講者数の増加を目指し、目標値を設定。

環境科学国際センターの利用者数		275,000人 (令和9年度～令和13年度の累計)	
指標の説明	環境科学国際センターの利用者数の累計。 子供から大人まで県民一人一人が環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結び付けるための学習機会を利用することが重要であるため、この指標を選定。	目標の根拠	過去5年間（令和3年度～令和7年度）の利用者数（年平均46,365人）を踏まえ、各年度55,000人の利用者数を目指し、目標値を設定。

1
2